

議題 3

紙おむつ給付事業について

令和5年度 第1回 白井市介護保険運営協議会説明資料

審議事項

「紙おむつの給付事業」について、地域支援事業から保健福祉事業へ移行することについて

地域支援事業と保健福祉事業の違い

	【地域支援事業】
制度概要	地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が国が定める地域支援事業の中で実施するもの
財源	法定負担金並びに介護保険料 国：38.5% 県：19.25% 市：19.25% 第1号保険料：23%
要件	要介護3以上 所得制限の設定

【保健福祉事業】
市が被保険者及び介護者 に対し必要と判断する
第1号保険料：100%
市の判断により設定

地域支援事業から保健福祉事業へ

- 地域支援事業としての紙おむつ給付事業は、現状、最終的な廃止を前提とした激変緩和措置として例外的に実施が認められており、早ければ令和5年度末に事業が廃止となる見込み。

【参考】任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて

（令和2年11月9日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

- 紙おむつの利用が衛生的な生活を送るうえで最低限必要な物品であるため、令和6年度以降は国が例示する方法の一つである保健福祉事業として事業を継続する方針。

現在の紙おむつ給付事業の概要（令和4年4月から適用）

【目 的】

高齢者等の快適な日常生活の確保とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図る。

【対象者】

市内に住所を有し、市町村民税が課されていない者であって、次のいずれかに該当する者

ア 要介護3以上の者で居宅においておむつを使用する者

イ 身体障害者手帳1級又は2級の者で居宅においておむつを使用する者

ウ その他市長が特に必要と認めた者

現在の紙おむつ給付事業の概要（令和４年４月から適用）

【給付枚数及び給付方法】

ア 給付枚数

紙おむつの種類ごとに上限を設ける。

イ 給付方法

毎月、市長が委託した業者を通じ給付する。（配送される）

対象者の見直し（変更箇所）

第1号保険料を財源とする「保健福祉事業」での実施にあたり、対象者の要件を一部変更する。

◆要介護3以上の者で居宅においておむつを使用する者



白井市が行う介護保険の被保険者である要介護3以上の者で居宅においておむつを使用する者（保険料の未納がないこと）

介護保険料への影響について

「保健福祉事業」として事業を継続する場合は、事業費が第1号保険料に反映される。

(第9期計画期間については月額50円程度の影響が見込まれる*)

※介護給付費準備基金や保険者機能強化推進交付金を充当することが可能

※対象者及び支給要件については、事業費が第1号保険料に影響することから、保険料の算定に合わせて今後も検討を行う。

*介護保険料の算定については、過去の実績を基に今後の高齢者数の伸び率などを踏まえ積算します。

審議事項

「紙おむつの給付事業」について、地域支援事業から保健福祉事業へ移行することについて

【移行することによる影響等】

- ◆紙おむつ給付の所得要件や配布枚数は現状どおり実施する。
- ◆保健福祉事業として実施することにより、財源や対象者を変更する。